

令和4年度 坂城町保育利用負担額（保育料）

階層	階層区分	3歳未満児		3歳以上児
		保育標準時間	保育短時間	
		最長11時間	最長8時間	
A	生活保護世帯	0円	0円	令和元年10月より 3歳以上児の保育料は 無償となりました。
B1	町民税非課税の障害・ 母子・父子世帯	0円	0円	
B2	町民税非課税の上記以外の世帯	0円	0円	
C1	所得割合算額48,600円未満の 障害・母子父子世帯	3,850円	3,550円	
C2	所得割合算額48,600円未満の 上記以外の世帯	16,500円	15,300円	
D1	48,600円以上 60,000円未満の世帯	22,000円	20,700円	
D2	60,000円以上 76,000円未満の世帯	23,700円	22,400円	
D3	76,000円以上 97,000円未満の世帯	25,500円	24,200円	
D4	97,000円以上 123,000円未満の世帯	34,700円	33,300円	
D5	123,000円以上 148,000円未満の世帯	36,200円	34,800円	
D6	148,000円以上 169,000円未満の世帯	37,800円	36,400円	
D7	169,000円以上 219,000円未満の世帯	49,200円	47,700円	
D8	219,000円以上 265,000円未満の世帯	51,000円	49,500円	
D9	265,000円以上 301,000円未満の世帯	51,800円	50,300円	
D10	301,000円以上 397,000円未満の世帯	56,600円	55,100円	
D11	397,000円以上の世帯	68,000円	66,500円	

*保育料徴収の金額は、月額料金です。

- D1階層からD3階層（所得割合算額が77,101円未満に限る）までの障がい者世帯及び母子・父子世帯の園児は以下の額とする。
 D1階層 標準時間5,500円、短時間5,150円
 D2階層 標準時間5,900円、短時間5,600円
 D3階層 標準時間6,350円、短時間6,050円
- D1階層（所得割合算額が57,700円以上に限る）からD11階層に属する世帯で、同一世帯から2人以上の園児が保育園、幼稚園また認定子ども園、特別支援学校幼稚部若しくは情緒障害児短期治療施設通所部に入所または、児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用している場合において年齢が高い順から、1人目の園児が上記の表による額、2人目の園児が上記の表による額の半額（5割軽減）、3人目以降の園児は無料とする。
 また、2人目の園児が小学生以上になっても3人目以降の園児の保育料は無料とする。
 （当該園児の支給認定保護者に前年度分までの負担額について滞納がない場合）
- C2階層及びD1階層（障がい者世帯及び母子・父子世帯以外で、所得割合算額が57,700円未満に限る）の園児は、第2子を半額、第3子を無料とする。（同時通園を問わない）
- B2階層、C1階層及びD1階層からD3階層までの障がい者世帯及び母子・父子世帯（所得割合算額が77,101円未満に限る）の園児は、第2子以降を無料とする。（同時通園を問わない）

★副食費について

坂城町では、3歳～5歳児以上の保育園副食費（おかず代・おやつ代などの食材料費）について、令和3年4月から町内在住で保育園を利用する児童の副食費を無償化しました。

※ 広域で町内保育園を利用する保護者の方には、月額4,200円をご負担いただきます。

住民税所得割合算額57,700円未満（障がい者世帯及び母子父子世帯にあっては77,101円未満）の世帯の児童については免除となる制度がありますので、詳しくはお住まいの自治体にてお問い合わせください。